福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十四第二項において準用する同法第九条第三項、同法第十七条の十五第二項において準用する同法第十条第三項及び第四項、同法第十七条の十六第二項において準用する同法第十一条第三項、同法第十七条の十七第二項において準用する同法第十二条第三項及び第四項、同法第十七条の十八第二項において準用する同法第十三条第三項及び第四項、同法第十七条の十九第二項において準用する同法第十四条第三項及び第四項、同法第十七条の二十第二項において準用する同法第十五条第三項及び第四項、同法第十七条の二十一第二項において準用する同法第十六条第三項及び第五項並びに同法第四十八条の十五第三号及び第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「に基づいて」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて」に改め、同条中「第十七条の七第三項」を「第十七条の十三第三項」に、「に基づいて」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて」に改める。

第二十条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十四第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等（法第十七条の十五第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等をいう。次条から第二十七条までにおいて同じ。）」に、「第十七条の八第二項」を「第十七条の十四第二項」に改める。

第二十一条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の九第一項」を「第十七条の十五第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の九第二項」を「第十七条の十五第二項」に改める。

第二十二条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の十第一項」を「第十七条の十六第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十第二項」を「第十七条の十六第二項」に改める。

第二十三条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の十一第一項」を「第十七条の十七第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十一第二項」を「第十七条の十七第二項」に改める。

第二十四条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十八第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十八第二項」に、「第十条第一項」を「第十条」に改める。

第二十五条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の十三第一項」を「第十七条の十九第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十九第二項」に改める。

第二十六条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の二十第一項」を「第十七条の二十一第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十四第二項」を「第十七条の二十第二項」に改める。

第二十七条の見出し中「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条中「第十七条の十五第一項」を「第十七条の二十一第一項」に、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に、「第十七条の十五第二項」を「第十七条の二十一第二項」に改める。

第二十八条中「第十七条の十九第二項第一号ロ」を「第十七条の二十五第二項第一号ロ」に改める。

第二十九条中「第十七条の十九第三項第二号ただし書」を「第十七条の二十五第三項第二号ただし書」に改め、同条第一号中「第十七条の十九第三項第二号イ」を「第十七条の二十五第三項第二号イ」に改める。

第三十条中「第十七条の二十六」を「第十七条の三十二」に改める。

第三十八条中「ハまで」を「ニまで」に改める。

第五十六条第一項中「第十七条の九第二項」を「第十七条の十五第二項」に、「第十七条の十一第二項」を「第十七条の十七第二項」に、「第十七条の十四第二項」を「第十七条の二十第二項」に、「第十七条の十五第二項」を「第十七条の二十一第二項」に改め、同条第二項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十八第二項」に改め、同条第三項中「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十九第二項」に改め、同条第四項第一号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の二十三第二項」に、「第十七条の十七第四項」を「第十七条の二十三第四項」に改める。

第二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十三第一項」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の三第一項中「第十七条の七第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同項第一号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に、「該当する福島復興再生特別措置法」を「該当する同法」に改め、同項第二号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に改める。

第十二条の三第一項第一号中「東日本大震災復興特別区域法」の下に「（平成二十三年法律第百二十二号）」を加える。

第十二条の三の三第一項中「、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項」を「、福島復興再生特別措置法第十七条の五第一項」に、「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に、「新たに福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項」を「新たに同法第十七条の十三第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、「による」の下に「認定の」を加え、同項第二号中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項」を「第十七条の四第一項」に改める。